



第6回分収造林事業のあり方 検討委員会・第2回財務部会

第1回財務部会報告

兵庫県

1 第1回財務部会での論点整理

区分	財務部会でのご意見(主なもの)
これまでの借入金の概要	<p>(民間金融機関からの借入)</p> <ul style="list-style-type: none">・基金運用としては特殊なスキームであり、そのリスクをどこまで予見できていたか。それを<u>議会や県民に明確に示せていなかったことは適切でなかった。</u>・現状を踏まえると、<u>基金の運用としては、不適切</u>と言わざるをえない。・実質的には、県債管理基金の国債を担保として、機構宛に貸付を行う形となっており、基金の運用として適切でなかった。
今後の債務整理のあり方	<ul style="list-style-type: none">・最も<u>県民負担が少なくなる方向</u>で処理すべき。・破産手続きにも、かなりの予納金がかかるケースもあるので留意すること。・損失補償の観点から見ると、約300億円→約700億円と県民負担が大幅増となる。これについての説明責任を果たす必要がある。
総論	<ul style="list-style-type: none">・県民負担(将来利息等)低減のため、早期の債務整理を行うべき。・特に、基金の運用としては不適切な状態にあるため、民間金融機関からの調達スキームは早期に解消すべき。・超長期にわたる事業は不確定・変動要素が多く、リスクがある。その点も踏まえて、事業のあり方そのものを見直すべき。・民間金融機関からの借入について、財政指標にも影響をあたえるのではないか。過去の分も含めて、修正を検討すべき。

1 現状認識(事業収支見通し)

- 簿価回収の不可能な契約地が大宗を占めており、**事業継続しても借入金完済は不可能**
- 今後の木材価格の大幅上昇は見込めず、**伐採収入増での収支改善は期待できない**
- この状況では、事業継続に必要な資金(借換など)の**民間調達**は極めて困難

<森林区分の状況>

区分	施業内容	H28最終行革	現状【概数】
経済林	簿価回収 ○ 伐採経費回収 ○	皆伐・再造林	12,000ha
環境林	簿価回収 × 伐採経費回収 ○	択伐	3,000ha
自然林	簿価回収 × 伐採経費回収 ×	保育	5,000ha
			17,000ha

<長期収支の見込み>

現状のまま事業継続した場合、事業終了時(R105)の**機構収支は▲695億円**となる見込み。

※現状の事業スキームを継続した場合の
県支援必要額:419億円(国庫補助、特交控除後)

【試算条件(第3回あり方検討委員会提示)】

- コスト:実勢値(木材価格、施業コスト) ○資金調達:借換え[利率15%(長プラ並)]
- 県支援:機構借入金利息⇒全額利子補給 ○国支援:特交措置継続
- 施業:【現契約】2巡目主伐有り(環境林3千ha:主伐⇒再造林⇒保育⇒主伐)

2 検討の方向性

- 当初想定した、分収収益で債務返済する**スキームは成立しておらず、実質的に破綻状態**
- 早期の止血が不可欠であり、**債務整理の実施及び分収造林事業の収束が不可避**

3 処理の視点(債務整理)

- 考え方 今後の金利負担を減らす観点で、**県財政の許す範囲で早期に処理**(各金融機関との調整が必要)

○ 資金別の債務処理方策

区分	内容
日本政策金融公庫	県による損失補償の実行(別途、機構への求償権を債権放棄)
民間金融機関	損失補償契約等に基づく債務整理
県	県による債権放棄

○ 債務整理手法

透明性が確保でき、特定の債権での
申立て可能な、**特定調停**を選択

破産 手続	民事 再生	特定 調停	任意 整理
----------	----------	------------------	----------

Ⅲ 既存債務の具体的な処理方策

1 R4年度末の状況(借入残高**682億円** ※分収育林事業を合わせると**727億円**)

借入先	金額	備考
日本政策金融公庫	288億円	事業資金: 49億円(借入期間:30~55年、償還年度:R 4~55) 借換資金:238億円(借入期間: 20年、償還年度:R12~21)
民間金融機関	371億円 (416億円)	運転資金:① 41億円※(H26~R12)、②72億円(R2~R26) 借換資金:③258億円 (R2~R16) ※ 運転資金①:分収育林事業分45億円と合わせて86億円を借入
兵庫県	23億円	事業資金:16億円 毎年度償還延長、運営資金: 7億円 毎年度償還延長
計	682億円 (727億円)	うち過去利息303億円(支払利息累計363億円-県利子補給60億円)

2 借入先別の処理方策

(1) 日本政策金融公庫

【前提条件】

- 借入金の元利金について、全額、県が損失補償
- 義務的繰上償還(補償金免除) ⇒ **限定的**
 - ・ 借入金で造成した立木が主伐された時
 - ・ 借入金で行われる分収林契約が解約された時 等
- 任意繰上償還(補償金必要) ⇒ **実質的に不可**
 - ・ 公庫が承認した時

【処理方針】

- 一括償還には、**県による損失補償の実行が不可避**
(裁判所が関与する場合、調整容易)
- 課題
- ① 借入残高×10ヶ月[債務確定期間※²]×年利14.5%の**遅延損害金が発生** ※2 宮城県は債務確定を急ぎ4カ月に短縮
 - ② 損失補償実行後、**機構への求償権について債権放棄が必要**

(2) 民間金融機関

【前提条件】

- 機構の長期収支が+であることを前提とした、県基金の運用と紐付いた調達スキーム
⇒ 現状を踏まえると、**県の基金運用としては不適切**
- 超低金利下を享受すべく変動金利による借入
⇒ **金利は上昇局面(将来利息の上振れ懸念)**

【処理方針】

- **できる限り早期に債務整理を実施**
- 債務整理に際しては、**現契約を踏まえた、透明性の高い処理**となるよう留意
⇒ **損失補償契約等に基づく債務整理を実施**

(3) 県

- 裁判所への特定調停申立てを経て、**機構への貸付債権を放棄** ※ 別途、県への未払い利息(R4末12億円)の取扱いも要調整

IV 債務整理を踏まえた長期収支見通し

分収造林事業にかかる、事業開始時(S37)から事業完了までの総収入、総支出を試算

区 分 (単位：億円)		①現契約 S37~R105	②全解約 S37~R7	
農林機構収支	収入	伐採収入	295	23
		借入金	7,819	4,984
		造林補助金	324	203
		利子補給	525	67
		債務整理支援	0	391
		計	8,963	5,668
	支出	事業費・管理費	977	559
		元金償還金	7,819	4,687
		利子負担	851	400
		分収交付金	10	6
計	9,657	5,652		
収 支	▲695	16		
県収支	歳入	国庫補助金	197	121
		特交措置	196	20
		貸付金償還金	1,680	1,657
		貸付金利息	35	22
	計	2,108	1,820	
	歳出	造林補助金	322	201
		利子補給	525	67
		貸付金	1,680	1,680
		債務整理支援	0	698
	計	2,527	2,646	
歳出入	▲419	▲826		
総収支計		▲1,114	▲810	

【試算条件】

①現契約

- コスト：実勢値（木材価格、施業コスト）
- 資金調達：借換え[利率 1.5%(長プラ並)]
- 県支援：借入金利息への全額利子補給
- 国支援：県無利子貸付、利子補給への特交措置
- 施業：2巡目主伐有り
- 事業完了：R105

②全解約

- ただちに全契約を解約した場合
- 資金調達：県支援による債務整理
 - 事業完了：R7

【債務整理に伴う試算結果の変更点】

□：現契約の収支不足を県の債務整理支援により補填を行う試算

■：債務整理により、利子補給額から国の特交措置額を差し引いた県の実質負担が大幅に縮小

①329億円(525-196)⇒②47億円(67-20)：282億円縮小

速やかに債務を処理することで、

将来の利息等にかかる県負担等を

約300億円程度圧縮可能

IV 債務整理を踏まえた長期収支見通し

区 分 (単位：億円)		②全解約 S37～R7	〈参考〉R60完了 S37～R60	
農林 機構 収支	収入	伐採収入	23	34
		借入金	4,984	4,984
		造林補助金	203	224
		利子補給	67	67
		債務整理支援	391	391
	計	5,668	5,700	
	支出	事業費・管理費	559	644
		元金償還金	4,687	4,687
		利子負担	400	400
		分収交付金	6	7
計	5,652	5,738		
収 支		16	▲38	
県 収支	歳入	国庫補助金	121	133
		特交措置	20	20
		貸付金償還金	1,657	1,657
		貸付金利息	22	22
		計	1,820	1,832
	歳出	造林補助金	201	222
		利子補給	67	67
		貸付金	1,680	1,680
		債務整理支援	698	698
	計	2,646	2,667	
歳出入		▲ 826	▲835	
総収支計		▲810	▲873	

【試算条件】

②全解約

ただちに全契約を解約した場合

○資金調達：県支援による債務整理

○事業完了：R7

〈参考〉R60完了

現契約全てが解約に至らなかった場合の参考試算

○コスト：実勢値（木材価格、施業コスト）

○資金調達：県支援による債務整理

○事業完了：R60

○施 業：1巡目主伐無し

（第5回検討会資料3 ケース⑥主伐見合わせ）

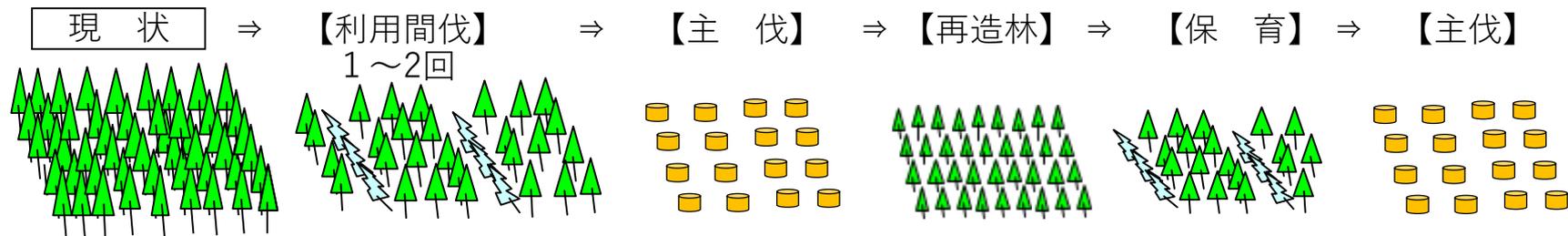
第6回分収造林事業のあり方 検討委員会・第2回財務部会

新たな森林管理スキーム案

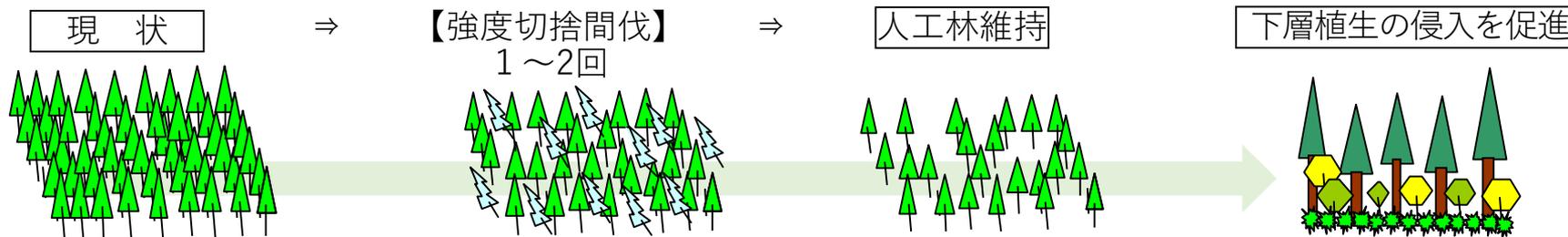
1 各森林区分に応じた森林管理の基本方針 【令和5年1月第3回分収造林事業のあり方検討会資料】

分収造林契約地内では、県内大災害発生時でも、山腹崩壊等の災害発生が無かったことから、これまでの森林区分に応じた森林管理方針を継承 **【公益的機能維持に必要な森林管理】**

【伐採林 3,000ha】 人工林資源の循環利用を基本



【保育林 12,000ha】 スギ・ヒノキ人工林の維持を基本として、下層植生の侵入を期待



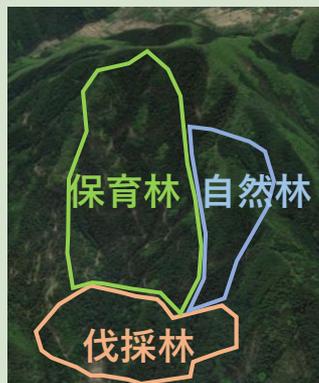
【自然林 5,000ha】 更新後の広葉樹林を維持



2 各契約地の森林管理の基本方向(案)

各契約地内において、造林木の生育状況や既設路網からの距離等により、「伐採林※」「保育林」「自然林」の各区分の森林が混在し、伐採林の有無により大別が可能 ※利用間伐の既実施区域

1 伐採林が含まれる契約地 【319地区 約8,500ha(伐採林+保育林+自然林)】



■森林区分

伐採林区域

主伐・再造林等による資源の循環利用

保育林区域

切捨て間伐等によるスギ・ヒノキ人工林の維持

自然林区域

広葉樹林等の維持

木材生産機能に加え、公益的機能発揮のための民間活力の活用による森林3区分の一体管理

■管理主体：林業事業体、所有者等

■想定財源：造林補助金

■課題：①地域により林業事業体数に偏り有り
②収益が見込めない保育林等の一体管理

2 伐採林が含まれない契約地 【658地区 約10,900ha(保育林+自然林)】



■森林区分

保育林区域

切捨て間伐等によるスギ・ヒノキ人工林の維持

自然林区域

広葉樹林等の維持

公益的機能維持のための公的管理

■管理主体：市町等

■想定財源：森林環境譲与税

■課題：①市町等の理解・協力が前提
②市町等の人員には限りがあり、新たな管理業務の執行体制は不十分

新たな森林管理スキーム検討のポイント

- ①契約地内での主伐や利用間伐の実績の有無
- ②造林補助金の交付条件である森林経営計画を策定の可能性
- ③契約地周辺の森林管理を受託する林業事業体の有無
- ④当該契約地の市町の森林経営管理制度の取組状況
- ⑤当該契約地の市町における森林環境譲与税の今後の使途

3 契約地の精査・類型化作業イメージ

抽出した契約地の森林資源情報等を精査し、類型化を実施

【例1】

- ・ 周辺森林で林業事業者が管理を受託する森林経営計画有り
 - ・ 針葉樹区域面積の割合高い
- ⇒ **A林業事業者による受託管理**の可能性を検討



【例2】

- ・ 隣接区域には森林経営計画は少ない
 - ・ 針葉樹区域は小規模分散
 - ・ 土地所有者はB市
- ⇒ **B市による直接管理**や**森林環境譲与税を財源とした切捨て間伐**の可能性を検討

- | | |
|-----------------|--|
| 01_分収造林 | |
| 02_分収育林 | |
| 03_R3経営計画策定区域 | |
| 04_整備センター分収林 | |
| 05_施業履歴ポリゴン | |
| 11_林相区分図(樹高)針葉樹 | |
| 3.7 - 7.7 | |
| 7.7 - 11.7 | |
| 11.7 - 15.7 | |
| 15.7 - 19.7 | |
| 19.7 - 23.7 | |
| 23.7 - 27.7 | |
| 27.7 - 31.7 | |
| 31.7 - 35.7 | |
| 35.7 - 39.7 | |
| 31_崩壊土砂流出危険区域_面 | |
| 30_山腹崩壊危険地区 | |
| 40_林道 | |
| 41_作業道 | |

4 想定される新たな森林管理スキーム(案)

契約地の抽出精査、類型化により、以下の5パターン(Ⅰ(1)~(3),Ⅱ(1)~(2))の森林管理スキーム案を想定

区分	所有者	管理主体	概要	想定財源
Ⅰ 伐採収益 見込める 契約地※1	市町	(1)市町※2	市町有林は、原則解約し市町管理に移行	一般財源 造林補助金 (森林環境譲与税)
	その他	(2)林業事業体	林業事業体が所有者から森林管理を受託し、森林経営計画(市町認定)に基づき施業実施	造林補助金 伐採収益 所有者委託費
		(3)所有者	所有者自らが、森林経営計画(市町認定)に基づき、林業事業体への請負等により施業実施	造林補助金 伐採収益 自己資金
Ⅱ 伐採収益 見込めない 契約地	市町	(1)市町※2	市町有林は、原則解約し市町管理に移行	一般財源 (森林環境譲与税)
	その他	(2)市町※2	森林経営管理制度にもとづく市町から林業事業体への委託や市町から林業事業体等への補助により、切捨間伐等を実施	森林環境譲与税

※1:隣接森林を管理する林業事業体等が、自らの技術力等を踏まえ伐採収益を試算するなどし、長期的な管理受託が可能と判断した契約地

※2:市町の理解・協力が前提

※3:新たな管理主体が見つからない場合も想定され、県の関与も含めた管理体制についても継続検討